

第30回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 事業報告
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 連結計算書類
連結注記表
- 計算書類
個別注記表

第30期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）

Shinwa Wise Holdings株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shinwa-wise.com/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「グループ行動憲章」を策定し、代表取締役社長が継続的にその精神を当社ならびに子会社の役員及び使用人に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進する。

これらの徹底を図るため、当社は、コンプライアンスへの取り組みをグループ横断的に統括することとし、当社が中心となりグループ全体の教育等を行う。

また、法令上疑義のある行為について当社及び子会社の役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置運営する。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書取扱規程」及び「稟議規程」の定めるところにより、当社の取締役の職務の執行にかかる情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。当社の取締役及び監査役は、これらの文書または記録を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、リスク管理行動指針として、「リスク管理規程」を当社及び子会社の役員及び従業員に周知する。グループ各社は、固有のリスクに対応するため、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成配布等を行うものとし、グループ横断的リスク状況の監視及び対応は当社が行うものとする。定期的なリスク管理体制の見直しを当社の取締役会において行い、問題点の把握と改善に努める。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は、当社ならびに子会社の取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成の進捗状況を管理できるよう、当社及び子会社の取締役会における月次の業績報告により、取締役が期中においてグループ全体の業績をタイムリーに把握できる体制を整備する。その他、この目標達成に向けてグループ各社が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定めるため、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ・職務権限・意思決定ルールの策定
- ・経営会議の設置
- ・中期経営計画の策定
- ・中期経営計画に基づく業績目標と予算の設定

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に従って、適切に管理する。
当社は、子会社の自主性を尊重しつつも、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を当社の取締役会及び経営会議にて定期的に報告を受け、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示する。子会社の重要事項は、当社取締役会及び経営会議において精査すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率化を図るとともに、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための統制を行うことで、当社グループの業務の適正を確保する。
当社の監査役は定期的に子会社の監査役等と意思疎通・情報交換を図り、必要に応じて子会社を調査する。
当社の「内部通報制度」の窓口を、当社グループ共有のものとして設置するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に当社グループ内で不利な扱いを受けないことを確保する体制を整える。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役は、必要に応じて当社の内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができる。当社の内部監査担当者は、当社の監査役会との協議により監査役の要望した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けない。なお、補助者の人事考課及び異動に関しては、監査役の意見を尊重するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の要請に応じて下記の項目を主なものとする報告及び情報提供を行うこととするほか、常勤の監査役が取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席し、自ら能動的に情報収集ができる体制を確保する。

- ・当社の内部統制システム構築に関する各部署の状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

当社グループの役員及び従業員は、当社グループに重大な損害を与える事項が発生または発生する恐れがある場合、当社グループの役員及び従業員による違法または不正を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、適時、適切な方法により監査役に報告する。この監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行により経営監視機能の強化及び向上を図り、また、その職務の遂行上必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家を利用することができる。

監査役が監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。取締役会は社外取締役1名を含む5名の取締役で構成されております。監査役会は3名の社外監査役で構成され、うち1名を常勤監査役として選定しております。

当社は、取締役会規程を含む社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度は23回の取締役会を開催し、各議案の審議では活発な意見交換がなされております。

監査役は、当事業年度において6回の監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査を実施しております。監査役は、取締役会決議その他の取締役の意思決定に関して、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定過程の合理性、意思決定内容の適法性及び経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

子会社に対しては、一定基準に該当する重要事項については、当社取締役会での報告を義務付けており、子会社を含む当社グループの業務執行状況が、当社取締役会で報告されることにより、社外監査役が、独立した立場から当社グループの経営に関する監視ができるとともに、社外取締役が、独立した立場から当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。

また、常勤監査役は、重要な会議等への出席や、代表取締役、会計監査人と定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

連結注記表

(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

Shinwa Auction株式会社

Shinwa Prive株式会社

Shinwa ARTEX株式会社

Shinwa Market株式会社

シンワメディコ株式会社

SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

シンワクリエイト株式会社

Shinwa Medico Hong Kong Limited

SHINWA MYANMAR COMPANY LIMITED

非連結子会社は、小規模会社であり、合計総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社の名称

ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を適用しております。

(2) 持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社の数 1社

持分法を適用していない関連会社の名称

中国艺术品投资管理有限公司

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、SHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITEDの全保有株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。また、Shinwa Medico Hong Kong Limited及びSHINWA MYANMAR COMPANY LIMITEDの重要性が減少したため、当連結会計年度より連結の範囲より除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。ただし、4月1日から連結決算日5月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

商品、製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。なお、有形固定資産の一部（太陽光発電設備）については、定額法を適用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。なお、当連結会計年度に係る役員賞与は支給しないため、当連結会計年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、国内連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

8. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

定期預金	407,000千円
機械装置	802,685千円
土地	108,860千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	927,750千円
1年内返済予定の長期借入金	17,332千円
長期借入金	173,340千円
未払金	53,926千円
割賦未払金	503,451千円

2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関係によって増減いたします。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

295,376千円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	7,250,900株	189,000株	－	7,439,900株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加189,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	852,800株	－	－	852,800株

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日において発行している新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年8月30日 定時株主総会	普通株式	46,066	7.20	2018年5月31日	2018年8月31日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年8月29日 定時株主総会	普通株式	19,761	利益剰余金	3	2019年5月31日	2019年8月30日

V. 金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余裕資金の運用は銀行預金に限定しており、それ以外の金融商品による運用は行っておりません。

営業債権である売掛金とオークション未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。オークション未収入金に係る顧客の信用リスクは、落札代金の入金確認後に作品を引き渡すことによりリスク低減を図っております。

前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、作品の預り及びオークション未払金との相殺を前提としております。

短期借入金は主に商品の仕入、売却用太陽光発電設備建設資金及び前渡金に係る運転資金の調達を目的としております。

長期借入金及び長期割賦未払金は、設備投資に係る資金調達を目的にしております。長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、その一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してリスクヘッジをしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 現金及び預金	1,223,162	1,223,162	—
(2) 売掛金	19,121		
貸倒引当金（※1）	—		
差引	19,121	19,121	—
(3) オークション未収入金	190,609		
貸倒引当金（※2）	△2		
差引	190,607	190,607	—
(4) 前渡金	147,991	147,991	—
資産計	1,580,883	1,580,883	—
(5) 買掛金	109,600	109,600	—
(6) オークション未払金	274,563	274,563	—
(7) 短期借入金	1,112,542	1,112,542	—
(8) 1年内償還予定の社債	44,000	44,000	—
(9) 1年内返済予定の長期借入金	147,932	147,932	—
(10) 社債	40,000	40,000	—
(11) 長期借入金	215,340	215,340	—
(12) 長期割賦未払金（1年内含む）	557,378	557,274	△103
負債計	2,501,356	2,501,253	△103
(13) デリバティブ取引（※3）	(9,037)	(9,037)	—

※1 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) オークション未収入金 (4) 前渡金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 買掛金 (6) オークション未払金 (7) 短期借入金 (8) 1年内償還予定の社債 (9) 1年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (10) 社債 (11) 長期借入金

これらの時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (12) 長期割賦未払金 (1年内含む)

長期割賦未払金 (1年内含む) の時価は、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (13) デリバティブ取引

デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 投資有価証券及び関係会社株式 (連結貸借対照表計上額108,125千円及び74,873千円) につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,223,162	—	—	—
売掛金	19,121	—	—	—
オークション未収入金	190,609	—	—	—
前渡金	147,991	—	—	—
合計	1,580,883	—	—	—

4. 借入金及び割賦未払金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,112,542	—	—	—	—	—
1年内償還予定の 社債	44,000	—	—	—	—	—
社債	—	25,000	10,000	5,000	—	—
1年内返済予定の 長期借入金	147,932	—	—	—	—	—
長期借入金	—	59,332	17,332	17,332	17,332	104,012
長期割賦未払金 (1年内含む)	53,926	53,926	449,526	—	—	—
合計	1,358,400	138,258	476,858	22,332	17,332	104,012

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	287円83銭
1株当たり当期純損失	△8円66銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

定期預金	375,000千円
------	-----------

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	927,750千円
-------	-----------

2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関係によって増減いたします。

3. 有形固定資産の減価償却累計額	86,908千円
-------------------	----------

4. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Shinwa ARTEX株式会社	194,472千円
------------------	-----------

5. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,588,501千円
--------	-------------

長期金銭債権	20,600千円
--------	----------

短期金銭債務	10,317千円
--------	----------

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	526,938千円
-----	-----------

営業取引以外による取引高

受取利息	17,766千円
------	----------

受取配当金	10,700千円
-------	----------

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 852,800株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金否認額	1,026千円
退職給付引当金否認額	440千円
未払事業税否認額	3,197千円
減価償却超過額	488千円
貸倒引当金否認額	4,241千円
棚卸商品評価損否認額	96,659千円
関係会社株式評価損否認額	7,195千円
資産除去費用否認額	3,888千円
その他	13,391千円
小計	<u>130,531千円</u>
評価性引当額	<u>34,789千円</u>
繰延税金資産合計	<u><u>95,742千円</u></u>

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子 会 社	Shinwa Auction 株 式 会 社	所 有 直 接 100%	役 員 の 兼 任	経 営 指 導 料 の 取 入	162,000	未 収 入 金	49,097
				資 金 の 貸 付	336,800	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	89,000
				資 金 の 回 収	501,800		
				受 取 配 当 金	6,800	—	—
				受 取 利 息	1,347	未 収 利 息	—
子 会 社	Shinwa Prive 株 式 会 社	所 有 直 接 100%	役 員 の 兼 任	経 営 指 導 料 の 取 入	135,000	未 収 入 金	38,880
				商 品 売 上	151,010	オ ー ク シ ョ ン 未 収 入 金	1,729
				資 金 の 貸 付	756,500	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	607,500
				資 金 の 回 収	289,000		
				受 取 配 当 金	3,900	—	—
				受 取 利 息	7,932	未 収 利 息	—

種 類	会 社 等 の 称	議決権等(被所有)の割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子 会 社	Shinwa ARTEX 株 式 会 社	所有 直接 100%	役員 の 兼 任	経営指導料 の 取 入	78,000	未 収 入 金	116,640
				資金の貸付	333,292	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	533,292
				資金の回収	250,000		
				資金の貸付	50,000	1 年 内 返 済 の 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	25,200
				資金の回収	4,200	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	20,600
				受 取 利 息	8,057	未 収 利 息	1,294
				債 務 保 証 (注3)	194,472	-	-
子 会 社	SHINWA A P E C MALAYSIA SDN. BHD.	所有 間接 100%	役員 の 兼 任	資金の貸付	88,042	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	88,042

- (注) 1. 上記金額には消費税は含まれておりません。
2. 取引条件の決定にあたっては、資金の貸付については市場金利を勘案し行っております。
3. Shinwa ARTEX株式会社の銀行借入等に対して、債務保証を行っております。取引金額については期末時点の保証債務残高を記載しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	300円30銭
1株当たり当期純損失	△2円28銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。